

関東弁護士会連合会

憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム

第2回こども憲法川柳 入賞作品発表！

今年も
ありがとう！



関東弁護士会連合会では、今回も管内11都県の小学校5年生から高校3年生までの学生の皆さまに「日本国憲法」を題材とする川柳を募集したところ、477作品もの多くのご応募をいただきました。審査の結果、次の作品を入賞作品に決定しました。ご応募いただきました皆さま、ありがとうございました。

最優秀賞(1作品)

川柳	作品に込められた思い	都県・学年 ペンネーム
<small>かいけん</small> 改憲の 前に議員よ <small>かいけん</small> 開眼を！	よく国会で、腕組みをしてうつむいて目を閉じている議員の方々をテレビで観ますが、憲法改正という国家の方向性を決める大事な議論をする時は、せめて目を開けていて欲しいという願いを込めました。	山梨県 高校1年 勘左衛門様

優秀賞(3作品)

川柳	作品に込められた思い	都県・学年 ペンネーム
憲法を 知らないこわさに 気が付いて	知らないうちに憲法が変わって行って戦争にならないようにしなければならぬと思って作りました。	東京都 小学5年
校則に 子どもの人権 ありますか	進学予定の中学校の校則には理不尽に思える内容が多かったので書きました。	埼玉県 小学6年
無関心 私の未来 守れない	私達が、憲法について関心があると、もし憲法が変わるとなった場合、賛成や反対ができ、私達の求めるすばらしい未来になると思います。無関心で人任せだと、私達一人一人が納得いく日本はこないと思います。	新潟県 高校3年

※ペンネームは、応募用紙等に記載のあった方のみ記しています。

【裏面に続く】

佳作(5作品)

川柳	作品に込められた思い	都県・学年 ペンネーム
分からない その一言で 終わらせない	日本みんながしっかり憲法を理解して、考えてほしい。	東京都 中学3年
憲法を みてみぬふりは いけんよね	「いけん」はダメという意味と、「違憲」をかけました。	東京都 中学3年 ゴールデン ボンバー様
考えて 歴史と未来 つなぐ道	時代の変化で新しいことを取り入れることも大事だけど、過去の経験と思っても忘れてはいけないという思い。	静岡県 小学6年 Y・D・K様
103の 先人の思い 変わらずに	憲法の改正はしてはいけない事だと思うので変わらずそのままつないでいきたい。	新潟県 高校2年
改正案 日本の未来 快晴か	憲法9条の改正案が出されていても9条が改正された場合これからの日本の未来は本当に大丈夫なのか“快晴になるのか”という不安の思いを込めています。	山梨県 高校1年



関弁連理事長からご応募いただいた皆さまへ

第2回「こども憲法川柳」に対するご応募に感謝して、日頃から日本国憲法について考えることの大切さについて、お伝えします。

今年、明治維新から150年目という節目にあたり、NHK大河ドラマは、西郷隆盛を主人公とする「西郷どん」(SEGODON)が放映されています。1868年1月の鳥羽・伏見の戦いから戊辰戦争を経て、薩摩藩・長州藩の下級武士を中核とした明治政府が樹立されていく過程が放送されています。その後、明治政府は、憲法制定を求める自由民権運動に押されて、大日本帝国憲法を制定します。その後、「坂の上の雲」を求めて、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦に参戦し、立憲君主国家として富国強兵策をとります。大正デモクラシーの時代には、同時に、帝政ロシアのアジア進出を恐れて、朝鮮半島に支配権を及ぼし、1910年には朝鮮半島を大日本帝国に併合し、その後、昭和の時代に入ると、中国東北部にまで影響力を及ぼして1932年の満州国の樹立にかかわります。1937年7月には大日本帝国陸軍が中国北京西南方面の盧溝橋事件で中国国民革命軍との衝突事件を引き起こし、宣戦布告のない日中戦争に入り、1941年12月には、米国や英国に宣戦を布告して太平洋戦争に突入します。

1945年8月15日に、ポツダム宣言を受諾して、1937年以来のアジア・太平洋戦争を終わらせます。治安維持法、軍機保護法、国防保安法なども廃止となりました。その間、戦地はもとより、沖縄、広島、長崎を含む日本人の戦死者は300万人を超え、アジア・太平洋における人々の戦死は、一説によれば2000万人を超えと言われるほど、多くの犠牲者を生みました。戦争は最大の人権侵害です。

この犠牲のうえに、1946年11月に公布、1947年5月3日に施行されたのが日本国憲法です。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として、権力者の専制をしばり人々の権利を護る立憲主義に基づいています。とりわけ、戦争を放棄し(9条1項)、その目的達成のために陸海空軍その他の戦力は保持せず、国の交戦権は認めません(9条2項)。また、「生命、自由及び幸福追求の権利」(13条)は、平和的生存権、環境権、知る権利、プライバシー権などの新しい人権を生み出す源(みなもと)となっています。

最近では、特定秘密保護法の制定(2013年)、集団的自衛権行使容認の閣議決定(2014年)、安全保障法制の制定(2015年)、及び共謀罪を認める組織犯罪処罰法改正(2017年)という、強行的にこの国のあり方を変える動きもありますが、立憲主義、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原則の基で、私たちの日々の生活が営まれるべきことに変わりはありません。

関東弁護士会連合会は、このような日本国憲法をとりまく歴史と営みをふまえ、第2回「こども憲法川柳」を公募し、477の応募作品をいただき、優秀作品を選考してきました。第2回「こども憲法川柳」のご応募に感謝するとともに、日頃から日本国憲法について考えることの大切さをお伝えしたいと考えています。この国に住む若い皆さんが、今後も、日本国憲法の基に、この国の未来を切り拓いてくれることを大いに期待しています。

2018年11月

関東弁護士会連合会
理事長 三宅弘



【お問い合わせ先】

関東弁護士会連合会 「こども憲法川柳」事務局 TEL: 03-3581-3838

※ 関東弁護士会連合会は、東京高等裁判所管内にある13の弁護士会の連合組織です。

